

議案第79号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月5日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会会長	年額 564,000円
同 会長職務代理者	同 468,000円
同 委員	同 444,000円
農業委員会補助員	年額 8,000円 農家1戸当たり 150円

」

を

「

農業委員会会長	年額	基本給	564,000円
		能率給	予算の範囲内で市長が定める額
同 会長職務代理者	年額	基本給	468,000円
		能率給	予算の範囲内で市長が定める額
同 委員	年額	基本給	444,000円
		能率給	予算の範囲内で市長が定める額
農地利用最適化推進委員	年額	基本給	312,000円
		能率給	予算の範囲内で市長が定める額

」

に、「大田原市空き家等審議会委員」を「大田原市空家等審議会委員」に、

「

少年指導センター	所長	月額200,000円以内で市長が定める額
	少年指導員	日額 6,400円
	少年指導相談員	月額 150,000円

」

を

「

少年指導センター	少年指導員	同 6,400円
教育支援センター	所長	月額200,000円以内で市長が定める額
	教育支援相談員	月額300,000円以内で市長が定める額

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表農業委員会会長の項から農業委員会補助員の項までの改正規定については、農業協同組合法等の一部を改正する等

の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項前段の規定によりなお従前の例により在任する農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。